申し込み時の必要事項

① 行事名（希望する日時・曜日・会場・コースなども）　② 住所（郵便番号も）　③ 氏名（ふりがな）　④ 年齢
⑤ 電話番号（ファクスの方はファクス番号、メールの方はEメールアドレスも）　⑥ 学校名・学年（児童・生徒のみ）
⑦ 返信先（往復はがきの場合）

福祉のまちづくり推進会議委員募集

施設のバリアフリー化などを検討する会議です。

任期 9月から2年間。

対 年2回ほどの会議に出席できる18歳以上（高校生を除く）の方5人。

申 7月2日(月)から市役所3階高齢福祉課、区役所などで配布する応募用紙を7月27日(金)（消印有効）までに持参、送付、FAX、E。多数時選考。応募用紙はHPからも入手可。

詳細 高齢福祉課☎(211)2976、HP

母子寡婦福祉センターワード・エクセル講習会

内 札商ビジネスPC技能検定3級資格の取得を目指す。

日 8月7日～11月8日の火・木曜①午前9時30分～正午②午後6時15分～8時45分、③8月10日～11月9日の水・金曜午後6時15分～8時45分。いずれも全26回。

対 母子家庭の母か寡婦（以前母子家庭の母であった方）の未受講者各20人。

¥ 3千400円。検定料4千100円。

申 7月12日(木)～15日(日)に母子寡婦福祉センター（中央区大通西19社会福祉総合センター内）か、7月12日(木)、13日(金)に区健康・子ども課へ直接。(抽選)。1人1講座。

詳細 母子寡婦福祉センター☎(631)3270

障がいのある方を対象としたパソコン講習

内日 パソコンの基本操作、文書の作成。9月～11月。全4回（1回3時間）。

所 身体障害者福祉センター（西区二十四軒2の6）。

対 身体障がい者（上肢などの障がいのために自助具を必要とする方）・知的障がい者＝1回6人、聴覚障がい者（手話通訳または要約筆記付き）＝1回6人、視覚障がい者＝1回2人。いずれも20歳以上のパソコン初心者、初級者。

申 7月2日(月)から区役所などで配布する申込書を開催月の前々月最後の平日（必着）までに送付、FAX。(抽選)。

詳細 障がい者ITサポートセンター☎(219)1810

子供の命を守るために

近年、少子化や核家族化など家庭環境が変化し、子供の虐待や置き去りなど、命にかかわる事件が増加しています。また、親が子育てに不安を抱え、誰にも相談できずに孤立化し、深刻な状況になってしまう例も数多く見られます。

子育てに悩んだり、子供を育てられないと感じたときには、一人で悩まずに児童相談所へご相談ください。

また、子供への虐待を発見した場合は、どなたでも迷わず、ご連絡ください。

相談方法 電話、来所（要予約）。

受付時間 月曜～金曜午前8時45分～午後5時15分。虐待の連絡は24時間対応。

詳細 児童相談所（中央区北7西26）☎622-8630

健康

市民公開講座

内 社会に出ることを恐れる人たち、今学校で何が起きているのか、増える子供のうつ。

日 7月13日(金)午後6時～8時。

所 コンベンションセンター（白石区東札幌6の1）。

詳細 市コールセンター☎(222)4894

家庭医学講座

講演終了後、個人相談コーナーを設けます。

内 脳卒中の救急医療。

日 7月21日(土)午後1時30分。

所 医師会館（中央区大通西19）。

詳細 地域保健課☎(211)2306

精神療養講座

内 困難な状況に直面した時。

日 7月14日(土)午後2時～4時。

所 WEST19（中央区大通西19）。

詳細 市コールセンター☎(222)4894

不妊専門相談センター講演会

内 排卵障害と不妊。

日 8月3日(金)午後2時30分～3時30分。

所 中央保健センター（中央区南3西11）。

対 不妊治療を受けている、または受けようと考えている方。

申 ☎、FAX。上欄必要事項を記入し、7月31日(火)までに不妊専門相談センター（FAX(511)8499）へ。

詳細 不妊専門相談センター☎(511)4500、HP

医療受給者証の更新申請

9月30日(日)まで有効の特定疾患、ウイルス性肝炎進行防止対策・橋本病重症患者対策医療受給者証をお持ちで、更新を希望する方は、9月28日(金)までにお住まいの区の保健センターへ申請してください。

詳細 区役所（1ページ）の健康・子ども課（ただし、東区は☎(711)3211、南区は☎(581)5211）

保険・年金

国民健康保険

＜保険料が決まりました＞

31ページをご覧ください。

＜保険料は納期限までに＞

保険料は加入者の皆さんの医療費を支払う重要な財源です。必ず納期限までに納めてください。納付が困難な場合は、生活状況を確認の上、今後の納付について相談させていただきます。収入・支出・資産が分かる書類（給与明細など）を持参の上、お住まいの区の区役所保険年金課へご相談ください。

＜高齢受給者証の交付＞

昭和7年10月1日～12年7月1日生まれの方（老人保健法の該当者を除く）に、8月1日(水)から使用する高齢受給者証を、7月下旬から発送します。現在お持ちの受給者証は有効期限が7月31日(火)ですのでご注意ください。

＜高額療養費限度額適用認定証の交付＞

医療機関に提示すると、入院に係る医療費の支払い額が自己負担限度額までとなる限度額適用認定証（市民税非課税世帯の方は、入院中の食事代などの減額認定を兼ねた限度額適用・標準負担額減額認定証）を交付しています。

対 国民健康保険料の滞納がない70歳未満の方および70歳以上の市民税非課税世帯の方（老人保健法の該当者は除く）。

申 お住まいの区の区役所保険